

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の業務手続に関する要綱（以下「条例等」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとする。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟
位 置	東京都大田区東海二丁目2番1号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

業 務	物販飲食業務
種 類	飲食業
内 容	飲食業
募 集 数	1業者（1店舗）

3 店舗の位置、面積及び用途

位 置	花き棟2階中央西側01号関連事業者営業所
面 積	47.7㎡（店舗）
用 途	飲食業

4 募集受付

（1）受付期間

平成26年5月23日（金曜日）から平成26年6月3日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（2）受付時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（3）受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都事務室市場管理課（事務棟9階）

5 応募手続

応募者は、申込書に別紙に掲げる所定の書類を添付して提出すること。ただし、郵送その他配送による申込みは受け付けない。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却しない。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

- ア 業務許可された日から6か月以内に法人化（応募者が法人の代表とならなければならない）できる者
- イ 業務資金を300万円以上有している者
- ウ 募集対象の業務経験を5年以上有している者
- エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (イ) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (ウ) 申請者が条例第38条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。
 - (オ) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。
 - (カ) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (キ) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

- ア 業務資金を300万円以上有している者
- イ 募集対象の業務経験を5年以上営んでいる者
- ウ 法人の業務を執行する役員が条例に定める次の欠格条項に該当していない者
 - (ア) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (イ) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
 - (ウ) 申請者が条例第38条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
 - (エ) 申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。
 - (オ) 申請者及びその業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。
 - (カ) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (キ) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているも

のであると認められるとき。

7 選考方法

選考は、書類審査及び面接により行う。

8 面接日時及び場所

(1) 日 時 平成26年6月10日(火曜日)
午後1時30分から(1名当たり20分程度)

(2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室(事務棟9階)

※ 面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがある。

9 選考結果

応募者への合否の通知は、平成26年6月下旬までに書面で行う。

10 許可内定

この選考に合格した者は、関連事業者として内定したものとする。

なお、条例等に基づく業務許可の手続は、業務開始時までには別途行う。ただし、内定者が募集時及び業務許可手続のために提出した書類に虚偽があったとき、誓約書に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがある。

11 説明会

本件に関する説明会は行わない。

12 その他

(1) 大田市場花き棟においては、募集店舗のほかに、「そば屋」及び「軽食を提供する喫茶店」の2店舗が飲食業(売店を除く。)を営んでおり、募集店舗の向かいに位置している。

(2) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく業務許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、申請者が自身の負担で用意する必要がある。

13 問合せ先

東京都大田区東海三丁目2番1号 東京都中央卸売市場大田市場
市場管理課 施設管理係 森久保・池田 TEL 03-3790-6511(直通)

申込書に添付する書類

1 申請者が個人の場合

- ・ 履歴書（別記第2号様式の3）及び写真
- ・ 資産調書（別記第5号様式）
- ・ 住民票の写し（※1）
- ・ 区市町村長の発行する身分証明書（※1）
- ・ 印鑑証明書（※1）
- ・ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第6号様式）
- ・ 申請者が条例第38条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号に該当しないことを誓約する書面（別記第19号様式の2）
- ・ 金融機関発行の直近の預金残高証明書
- ・ 直近の所得税青色申告決算書又は白色申告書及びその所得の算出基準となった計算書の写し
- ・ 業務許可を受けた日から6か月以内に法人を設立する旨を誓約する書面

2 申請者が法人の場合

- ・ 定款又は規約の写し
- ・ 登記事項証明書（※2）
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 当該事業開始の日以後2年間における事業計画書（別記第6号様式）
- ・ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株又は出資額を記載した書面（別記第8号様式）
- ・ 役員名簿（別記第9号様式）
- ・ 法人の代表者の印鑑証明書（※1）
- ・ 法人の代表者の履歴書（別記第2号様式の3）及び写真
- ・ 業務を執行する役員が条例第38条第4項第2号、第3号及び第5号から第7号に該当しないことを誓約する書面（別記第19号様式の2）
- ・ 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書
- ・ 直近の法人事業税の納税証明書

※1 発行日の翌日から起算して3か月以内のものを有効とする。

※2 発行日の翌日から起算して6か月以内のものを有効とする。